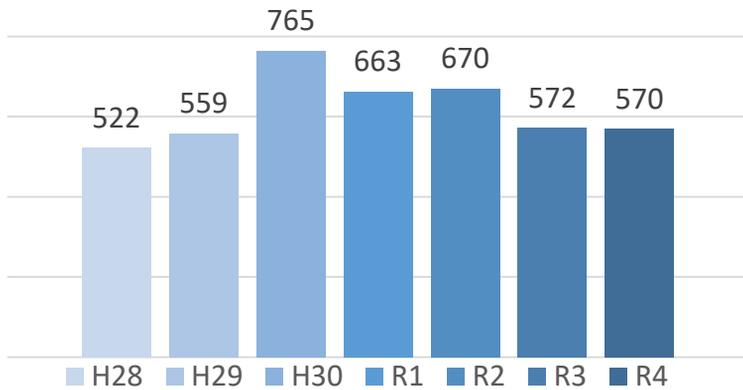


第45号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和5年5月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246

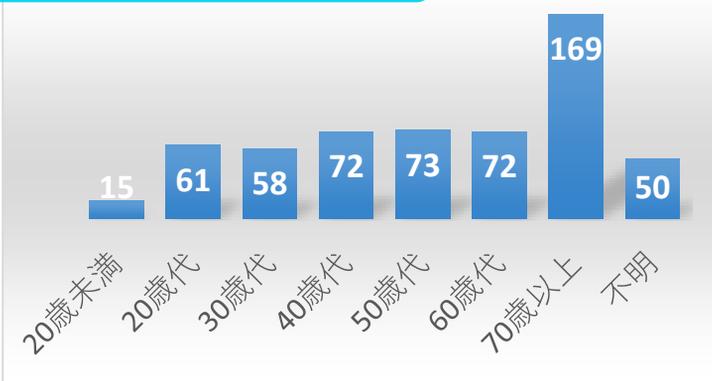
令和4年度(2022年度) 相談概要

鎌ヶ谷市消費生活センター相談件数



平成30年度の相談件数は、架空請求ハガキの相談が増加したため多くなっており、令和元年度以降は、高止まり傾向にあります。

年齢別相談割合

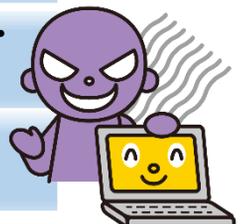


70歳以上が他年代に比べて多く、家族や近所の方の見守りが大切です。



商品役務別相談件数

1位 化粧品	初回が安い定期購入のトラブル など
2位 商品一般	大手事業者をかたる架空請求メール・フィッシングメール など
3位 役務その他	偽の警告メッセージによるサポート など



偽の警告メッセージにご注意ください

事例



パソコンでインターネットを検索していたら、**エラーメッセージ**と**警告音**が鳴った。驚いて、表示されているOS会社の電話番号に連絡すると、パソコンを遠隔操作され、「**ウイルスに感染**している。すぐに対応しなくてはあぶない」と片言の日本語で言われた。

コンビニで約5万円分の**電子マネー**を買ってくるように言われ、電子マネーのIDを伝えたがエラーとなり、再度、電子マネーを買ってくるように言われたので、怪しいと思った。



アドバイス

- ・表示された電話番号には、絶対にかけない。
- ・金銭を要求されたら、電話を切る。
- ・パソコンメーカー等に相談する。



理解度チェックにも挑戦してみてください！

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に相談ください。

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)

電話: **047-445-1246**(予約優先)

時間: 平日10時~12時、13時~16時

全国共通の電話番号
消費者ホットライン **188**



消費者ホットライン
188
イメージキャラクター
イヤヤン